

岡崎市DV対策基本計画(第3次)

令和6年度実施状況報告書

計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして

I あらゆる暴力を許さない社会づくり

1 市民への啓発

DV理解のための啓発の推進

2 若い世代への啓発

- (1) 若年層へのデートDV防止啓発の推進
- (2) 学校教育における人権尊重や男女共同参画の推進

3 相談窓口の周知とDVの早期発見体制の充実

- (1) 相談窓口の周知
- (2) 早期発見のための周知

II 相談体制の充実

1 相談体制の充実と環境整備

身近で安心して相談できる体制の整備

2 女性相談員の資質向上

- (1) 女性相談員向けの研修の実施
- (2) 女性相談員への支援の充実

III 被害者の安全確保と自立支援

1 被害者の安全・安心の確保

- (1) ワンストップサービス体制の実施
- (2) 緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保
- (3) 被害者等の情報の保護
- (4) 加害者への対応

2 被害者の自立・回復の支援

- (1) ワンストップサービス・同行支援の実施
- (2) 住宅に関する支援
- (3) 経済・就労に関する支援
- (4) 子どもに対する支援
- (5) こころの回復に向けた支援

IV 関係機関等との連携充実

1 庁内の連携体制の充実

- (1) 庁内の連携・協力の推進
- (2) 「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の見直し

2 関係機関との連携強化

関係機関の連携・協力の推進

3 市職員向けの研修

市職員向けの研修の実施

基本目標	基本施策	計画内容		令和6年度における取組内容	担当課等
①あらゆる暴力を許さない社会づくり	①市民への啓発	DV理解のための啓発の推進	①市民に向けたDV理解のための講座を開催し、DVに関する啓発を進めます。	○デートDVに関する出前講座の実施 慈恵福祉保育専門学校、愛知産業大学三河高等学校の生徒を対象として、また主任児童委員ブロック会において、出前講座を実施しました。(377人)	こども家庭センター(家庭児童課)
			②国が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日～25日)に合わせた啓発を行います。	○DV相談のホームページ掲載 ・DVの種類と構造 ・加害者及び被害者の特徴 ・被害者を孤立させないためには周知の「気づき」が必要であること ・相談窓口の案内 ○DV防止啓発のためのパープル・ライトアップ ・期間 11月17日(日)～25日(月) ・場所 殿橋、明代橋	こども家庭センター(家庭児童課)
			③DVのある家庭では、面前DV等の児童虐待が同時に起こっている場合があることから、DVと児童虐待を包括的に啓発します。	○DV相談のホームページ掲載 ・DVの種類と構造 ・加害者及び被害者の特徴 ・被害者を孤立させないためには周知の「気づき」が必要であること ・相談窓口の案内 ○「岡崎市DV対応マニュアル」の見直し DV被害者の早期発見と二次被害の防止に資するため、マニュアルを見直し被害者支援体制の整備を図りました。	こども家庭センター(家庭児童課)
			④男性も相談してよいという市民意識の醸成や、性別の観点から発生する役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	○DV防止啓発のためのパネル展示 実施 ・期間 10月29日(火)～11月26日(火) ・テーマ 知ってほしいDVのこと ・場所 図書館交流プラザ2階 ○DV相談のホームページ掲載 ・DVの種類と構造 ・加害者及び被害者の特徴 ・被害者を孤立させないためには周知の「気づき」が必要であること ・相談窓口の案内 ○男性相談を実施していることの啓発 一般社団法人日本男性相談フォーラムが運営する「男性相談支援ポータルサイト(オトココロネット)」に窓口案内を掲載し、窓口の周知を図りました。	多様性社会推進課、こども家庭センター(家庭児童課)
			⑤DVをはじめとした女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発を行います。	○DV防止啓発のためのパープル・ライトアップ ・期間 11月17日(日)～25日(月) ・場所 殿橋、明代橋 ○DV防止啓発のためのパネル展示 実施 ・期間 10月29日(火)～11月26日(火) ・テーマ 知ってほしいDVのこと ・場所 図書館交流プラザ2階	多様性社会推進課、こども家庭センター(家庭児童課)

②若い世代への啓発	①若年層へのデートDV防止啓発の推進	学校等へ向けた出前講座を開催し、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若い世代及び教育関係者に向けてデートDVに対する正しい理解の促進に努めます。	○デートDVの出前講座の実施 【愛知産業大学三河高等学校】 ・期日 12月18日(水) ・人数 339人 【慈恵福祉保育専門学校】 ・期日 11月25日(月) ・人数 23人	こども家庭センター(家庭児童課)
	②学校教育における人権尊重や男女共同参画の推進	学校教育では、命の大切さや思いやりの心を学ぶ機会などを通して、人権尊重の意識を高める教育を行います。また、男女共同参画の視点に立った人権問題について学習する機会を設けます。	○小中学校67校において、人権教育や道徳教育の実施 ・対象 児童生徒約32,000人	学校指導課
③相談窓口の周知とDVの早期発見体制の充実	①相談窓口の周知	①相談窓口の情報を掲載したカードやリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に設置するなど、相談窓口の周知を図ります。	○相談案内カードの設置 ・女性用のカード 市の公共施設や医療機関のトイレなど ・男性用のカード 岡崎市福祉会館のトイレ	こども家庭センター(家庭児童課)
		②被害者が早い段階で気軽に相談を受けられるよう広報を工夫します。	○「市政だより」において相談窓口の案内(毎月) ○DV相談窓口のホームページへの掲載 ○女性相談窓口のホームページへの掲載 ○男性相談窓口のホームページへの掲載	こども家庭センター(家庭児童課)
	②早期発見のための周知	友人、近隣住民の他、福祉関係者や医療機関など、被害者を発見した際には相談窓口につながるよう、協力を呼びかけます。	○DV相談のホームページ掲載 ・DVの種類と構造 ・加害者及び被害者の特徴 ・被害者を孤立させないためには周知の「気づき」が必要であること ・相談窓口の案内 ○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 岡崎市DV対応庁内連絡会議 期日 2月27日(水) 庁内関係各課担当者に、窓口におけるDV被害者への対応について周知を図るとともに、福祉DVの制度周知に努めました。	こども家庭センター(家庭児童課)

②相談体制の充実	①相談体制の充実と環境整備	身近で安心して相談できる体制の整備	①高い専門性を有した相談員を安定的に確保し、相談体制の充実に努めます。	○女性相談支援員の確保 ○DV相談の実施 ・年末年始を除く毎日 ・件数 370件 ○女性相談の実施 ・年末年始を除く毎日 ・件数 1,004件 ○男性相談の実施 ・毎週水曜日 ・件数 50件	こども家庭センター(家庭児童課)
			②DVと児童虐待を一体的に管轄する庁内組織があること、更に市内に児童相談所が設置されていることを強みに、相談者への寄り添いや虐待に対する指導方法を包括的に検討し、対応していきます。	○女性相談支援員による相談対応 女性相談支援員は、DVと児童虐待が密接に関係していることを念頭に、個々のケースに対応しました。 ○児童虐待を所管する係及び児童相談所との連携 女性相談支援員は児童虐待を発見した場合、児童虐待を所管する部署等と、家庭の問題として包括的に検討しました。	こども家庭センター(家庭児童課)
			③守秘義務を徹底し、受容的な態度で対応します。	○守秘義務の徹底 守秘義務を徹底し、受容的な態度で対応しました。	こども家庭センター(家庭児童課)
			④法律に関する問題についての情報提供やアドバイスを行う場として弁護士による法律相談を実施します。また、法テラスの活用について情報提供を行います。	○市民相談(弁護士による法律相談) ・実施日 月曜日、水曜日及び木曜日 ・件数 794件 ○女性のための法律相談 ・実施日 毎月第2・4の火曜日及び第4土曜日 ・件数 69件	防犯交通安全課、こども家庭センター(家庭児童課)
			⑤同一世帯で、各々が女性相談と男性相談を利用する可能性があるため、双方の相談者が安心して相談できる環境を整えます。	○個人情報の保護の徹底 ○相談室の確保 相談者が安心して相談できるよう、個室を確保しました。	生涯学習課、こども家庭センター(家庭児童課)
			⑥被害者がLGBT、障がい者や高齢者等の場合は、それぞれのニーズに対応する相談窓口につなげます。被害者が外国人等通訳を必要とする場合は、通訳等を介して相談を行います。	○LGBT電話相談 毎月第3木曜日 17時～21時 ○外国人相談 ポルトガル語・フィリピン語・中国語・英語・ベトナム語・スペイン語 ○障がい者の相談対応 ○高齢者 長寿課では、通報等により、高齢者の虐待対応を行い、状況に応じて緊急措置等を行った。 ○その他、関係部署による相談対応 ふくし相談課では、包括的相談支援事業として属性や世代を問わない包括的な相談を受付。 健康増進課では、被害者が外国人等通訳を必要とする場合に備え、タブレット端末を用いた通訳等を介して相談できる体制としている。	多様性社会推進課、ふくし相談課、障がい福祉課、長寿課、健康増進課、こども家庭センター(家庭児童課)

②女性相談支援員の 資質向上	①女性相談支援員向けの研修の 実施	①女性相談支援員は、ケース会議を通じて被害者理解を深め、総合的、多角的に問題を捉え、対応方針を確認する機会を設けます。	○ケース会議の実施 実施回数 12回	こども家庭センター(家庭児童課)
		②研修への参加やスーパービジョンの実施により、女性相談支援員の価値観や思い込みによる歪んだ見立てや対応をしていないかなどを振り返り、相談対応力の向上を図ります。	○スキルアップ講座の実施 【NPO法人 LivEquality HUB】 期日 7月30日(火) 【NPO法人 BONDプロジェクト】 期日 9月13日(金) 【愛知県警岡崎警察署】 期日 11月22日(金) 【公益財団法人 名古屋YWCA】 期日 1月16日(木) ○スーパービジョンの実施 ・個人 36回 ・グループ 9回 ○関係機関が主催する研修への参加 【厚生労働省】 ・女性支援新法全国フォーラム ・期日 12月5日(木)、6日(金) ※視聴 【かけこみあいち女性センター】 ・かけこみ女性センターあいち活動説明会 ・期日 4月23日(火) 【愛知県女性相談支援センター】 ・市町村女性問題相談員・窓口担当者実務研修 ・期日 8月8日(木) ・愛知県女性相談支援基礎研修 ・期日 第1回 6月20日(木) 第2回 7月26日(金) 第3回 8月29日(木) 第4回 10月25日(金) 第5回 1月22日(水)	こども家庭センター(家庭児童課)
	②女性相談支援員への支援の充 実	女性相談支援員一人で問題を抱え込まないよう、女性相談支援員の職務の特性に配慮したバックアップ体制を整備し、二次受傷の予防やバーンアウト防止に努めます。	○スーパービジョンの実施 ・個人 36回 ・グループ 9回	こども家庭センター(家庭児童課)

③被害者の安全確保と自立支援	①被害者の安全・安心の確保	①ワンストップサービス体制の実施	被害者の負担軽減と安全上の観点から、ワンストップサービスにより支援窓口を一つに定め、手続きの円滑化に努めます。	○ワンストップサービスの実施	こども家庭センター(家庭児童課)
		②緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保	①被害者のプライバシーが守られ、安心して相談することができるよう、相談窓口の安全確保を最優先します。	○相談室の確保	こども家庭センター(家庭児童課)
			②安全な避難場所が必要な場合は、一時的に宿泊施設の提供を行います。	○緊急宿泊の実施 人数 1世帯 2人	こども家庭センター(家庭児童課)
			③本人の意思に基づき、一時保護の依頼をするに当たり、愛知県女性相談センター、児童相談所、警察と被害者と同伴する家族の被害状況を包括的に検討し、支援方針を協議します。	○関係機関との連携による一時保護の実施 人数 4世帯 12人	こども家庭センター(家庭児童課)
			④夜間や休日に緊急に保護が必要となった場合に、スムーズに保護につながるよう関係機関や警察と連携を図ります。	○警察など関係機関との連携による一時保護の実施	こども家庭センター(家庭児童課)
			⑤一時保護に至らない場合において、被害者が加害者から危害を加えられることのないよう警察と連携し、安全確保に努めます。	○警察との連携による被害者の安全の確保	こども家庭センター(家庭児童課)
			⑥被害者が警察への援助の申し出や保護命令等、加害者からの危害から身を守るための施策を利用できるように情報提供と助言を行います。	○ODV相談の実施 ・年末年始を除く毎日 ・件数 370件	こども家庭センター(家庭児童課)
			⑦保護を求めてきた家族に子どもがいる場合、児童虐待を受けている可能性があるため、児童相談所等と連携し、支援方針を決めていきます。	○児童相談所等との連携による支援方針の決定	こども家庭センター(家庭児童課)
			⑧女性を始め、男性やLGBT、障がい者や高齢者、外国人の被害者の適切な保護・措置に努めます。	○障がい者の保護 ○高齢者の保護 長寿課では、通報等により、高齢者の虐待対応を行い、状況に応じて緊急措置等を行った。 ○その他、関係部署による保護等の実施	障がい福祉課、 長寿課、 こども家庭センター(家庭児童課)

③被害者等の情報の保護	①被害者と被害者と同伴する家族の個人情報の保護を徹底します。	○住民基本台帳における支援措置の案内 ○個人情報の保護の徹底 ○職員へ加害者からの問合せがあった際の対応の再確認	関係各課等 生活福祉課(地域福祉課) 保育課 健康増進課 こども発達相談センター	
	②住民基本台帳事務における支援措置を実施するとともに、関連した事務処理を行う部署との情報共有を徹底します。	○住民基本台帳事務における支援措置 令和6年4月1日現在 支援措置総件数:328件 令和6年度中に支援措置終了となった件数 本市受付件数:37件 他市受付件数:52件 令和7年3月31日現在 支援措置総件数:378件 (内訳) 本市受付件数:171件 他市受付件数:207件	市民課、 こども家庭センター(家庭児童課)	
④加害者への対応	①加害者の更生対策について、国の施策の状況を注視し、他市の状況の情報収集に努めていきます。	○加害者の更生対策に関する調査の実施 ・国の動向の調査 ・加害者と被害者の特徴の調査 ・既の実施されている加害者更生プログラムの調査など。	こども家庭センター(家庭児童課)	
②被害者の自立、回復の支援	①ワンストップサービス・同行支援の実施	自立支援に係る手続きの際は、必要に応じてワンストップサービスによって対応します。 被害者の負担の軽減と手続きの円滑化を図るため、同行支援を行い、被害者の置かれた状況を補足して説明します。	○ワンストップサービスの実施	こども家庭センター(家庭児童課)
	②住宅に関する支援	①子どもを同伴する被害者の自立を図るために、母子生活支援施設への入所を支援します。	○母子生活支援施設への新規入所 人数 2世帯 8人	こども家庭センター(家庭児童課)
		②児童福祉法に基づく施設への入所に至らない場合、他法に基づく施設入所を検討します。	○関係機関、関係部署との連携、保護施設への入所検討	生活福祉課(地域福祉課)、 障がい福祉課
	③公営住宅の紹介や住宅セーフティネット制度に基づき民間賃貸住宅への入居の相談に応じ、住宅等の情報提供を行います。	○住宅セーフティネット制度に基づくDV被害者からの相談対応 ・件数 5件(うち住宅等の情報提供 2件) ○市営住宅一時入居 延べ件数 6件(うちDV被害によるもの:0件)	市営住宅課・住環境政策課(住宅計画課)	

③経済・就労に関する支援	①各種手当、母子・父子・寡婦福祉資金、生活保護、国民健康保険の加入等の福祉施策を活用し、生活の自立を支援します。支援に当たっては、母子・父子自立支援員と連携を図ります。	<p>○生活保護の検討</p> <p>○生活困窮者自立支援法に基づく支援 ・住居確保給付金の支給 241人 ・一時生活支援事業(緊急一時宿泊利用日数) 832件</p> <p>○国民健康保険資格確認書・国民健康保険証の交付</p> <p>○児童手当、児童扶養手当、市(県)遺児手当の申請受付</p> <p>○関係機関、関係部署との連携</p>	生活福祉課(地域福祉課)、 ふくし相談課、 国保年金課、 子育て支援室
	②母子家庭等就業支援センター事業など就労や資格取得等に関する情報を提供するなど、被害者一人ひとりの状況に応じた就労支援に取り組めます。	<p>○就労支援 ・ハローワーク、就労サポートセンター、就労支援員による就労支援 99件</p> <p>○関係機関、関係部署との連携</p>	生活福祉課(地域福祉課)、 子育て支援室
④子どもに対する支援	①被害者の家庭に児童虐待がないか、子どもの状況確認に努めるとともに、児童相談所と迅速かつ適切に連携して、児童虐待の早期発見に努めます。	○児童相談所など関係機関等による虐待への対応	こども家庭センター(家庭児童課)
	②面前DVのある環境で育った子どもは、脳の萎縮や複雑性PTSD等の症状が懸念されるため、児童相談所等と連携を図るなど対応していきます。	○児童相談所など関係機関等による虐待への対応	こども家庭センター(家庭児童課)
	③日常生活において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談センターによる専門相談について情報提供を行います。	<p>○スクールカウンセラーによる相談活動</p> <p>○スクールソーシャルワーカーによる関係機関への働きかけ 延べ支援回数 4,968回</p>	学校指導課
	④転校や保育園への入園、就学援助など、子どもに関する各種制度の案内や手続きの支援をします。	○保育園の入所相談	保育課
⑤こころの回復に向けた支援	①こころの健康に関する相談や精神科医師による相談を実施し、被害者のこころのケアを行います。	<p>○医師、精神保健福祉士等による相談の実施</p> <p>○精神保健福祉相談 DVIに関する相談 2件(総数2,037件中)</p>	健康増進課
	②PTSDやうつ病等を患っている人には、医療機関等の専門窓口を紹介し、医療につなげます。	○医療機関への受診勧奨	こども家庭センター(家庭児童課)

④関係機関等との連携充実	①庁内の連携体制の充実	①庁内の連携・協力の推進	①危険から逃れてきた被害者の状況を把握し、必要となる施策の担当窓口と速やかに連携、対応することによって安全の確保及び安心の提供に努めます。	○関係部署との連携による安全の確保 ○ワンストップサービスの実施	こども家庭センター(家庭児童課)
			②DV対応庁内連絡会議に参加し、被害者支援に関する新しい課題や制度について共通認識を持ち、緊密に連携します。	○関係機関との情報共有並びに連携体制の確認、強化	生活福祉課(地域福祉課)、 保育課 健康増進課 こども発達相談センター 関係各課等
			③窓口において、性別にとらわれず、被害者の早期発見の視点を持って対応することで、DV被害の早期発見に努めます。	○岡崎市DV対応マニュアルに基づく相談対応 マニュアルの順守 相談対応の際、DV被害が見受けられた場合は、性別にとらわれず被害者の早期発見の視点を持って対応し、必要に応じてDV相談、女性相談、男性相談窓口を案内。	生活福祉課(地域福祉課)、 健康増進課 こども発達相談センター 関係各課等 (生涯学習課を除く。)
	②「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の見直し	「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の内容を、社会情勢の変化や法改正等に応じて精査し、関係各課等に周知を図ります。被害者への二次被害の防止及び被害者支援体制の周知を図ります。	○「岡崎市DV対応マニュアル」の見直し DV被害者の早期発見と二次被害の防止に資するため、マニュアルを見直し被害者支援体制の整備を図りました。	こども家庭センター(家庭児童課)	
	②関係機関との連携強化	関係機関の連携・協力の推進強化	①被害者の安全確保のため、愛知県女性相談センター、警察、児童相談所、民間シェルター等の関係機関との円滑な連携及び協力体制を強化し、支援の充実に努めます。	○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 DV対策部会実務者会議の開催 期日 9月9日(月)	こども家庭センター(家庭児童課)
			②連携に不可欠な情報を共有するためには関係機関相互の信頼関係が必要であるため、「岡崎市要保護児童・DV対策協議会」を通じて関係機関の機能について相互の理解を図り、協力関係の強化推進に努めます。	○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 代表者会議の開催 期日 7月25日(木) ○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 DV対策部会実務者会議の開催 期日 9月9日(月) ○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 岡崎市DV対応庁内連絡会議 期日 2月27日(木)	こども家庭センター(家庭児童課)
③民間支援団体が持つ様々な支援メニュー及び豊富なノウハウの活用に努め、被害者支援及び施策の推進を図ります。			○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 代表者会議の開催 期日 7月25日(木)	こども家庭センター(家庭児童課)	
③市職員向けへの研修	市職員向けの研修の実施	①DV被害に対する正しい理解を深めるとともに、被害者の心情に配慮した対応や秘密の保持、被害者の情報管理が徹底できるよう、職務関係者を対象とした研修を行います。	○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 岡崎市DV対応庁内連絡会議 期日 2月27日(木) 庁内関係各課担当者に、窓口におけるDV被害者への対応について周知を図るとともに、福祉DVの制度周知に努めました。	こども家庭センター(家庭児童課)	
		②DVを取り巻く新たな情報や課題について関係各課等に周知し、認識の共有に努めます。	○岡崎市要保護児童・DV対策協議会 岡崎市DV対応庁内連絡会議 期日 2月27日(木) 庁内関係各課担当者に、窓口におけるDV被害者への対応について周知を図るとともに、福祉DVの制度周知に努めました。	こども家庭センター(家庭児童課)	